

令和4年度における外国為替資金特別会計からの繰入れ の特別措置に関する法律案要綱

一 趣旨

この法律は、最近の外国為替資金特別会計における資金及びその運用の状況に鑑み、その資金を現下の物価の高騰により厳しい状況にある生活者及び事業者への支援その他国民生活の安定を図る等のために講ぜられる措置に有効に活用することができるようにするため、令和4年度における同特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めるものとする。 (第1条関係)

二 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

政府は、令和4年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れのほか、同特別会計から、23兆円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。 (第2条関係)

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第1項関係)
- 2 政府は、外国為替資金特別会計における資金及びその運用の状況等を踏まえ、その資金の運用方法を多様化するとともに、その資金について経済安全保障施策（我が国の安全保障を確保するための経済分野の施策をいう。）における活用その他の有効な活用（そのための基金の設置を含む。）を図る観点から、同特別会計の在り方について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 (附則第2項関係)